

### 消費税率の適用関係について

区 分	30年度	平成31年度	32年度	適用税率	解 説
指 定 日 等	指定日 (4/1)	施行日 (10/1)			
税 率	8%	8%	10%		
施行日以前に 引き渡しが行われる場合				8%	<p>いずれも施行日以前の取引に該当することから、旧税率(8%)により課税される。          なお、請負金額が増額変更された場合でも、当該増額部分には旧税率(8%)が適用される。</p>
施行日以降に引き渡しが行われる場合	指定日以前に契約を締結した場合	<p>① 0債・翌債 等</p> <p>② 工期が1年以上の長期工事 (2カ年債等)</p> <p>③ 指定日以降に変更契約した場合</p>		8%	<p>経過措置の適用を受ける。</p> <p>→ 指定日以降に増額変更した部分については、新税率が適用される。</p>
	指定日以降に契約を締結した場合	<p>④ 指定日以降契約 施行日以降引渡</p>		10%	
	<p>⑤ 工期が1年以上の長期工事</p> <p style="text-align: center;">(長期工事等の特例)</p> <p style="text-align: center;">【1年以上及び10億円以上の工事】</p> <p style="text-align: center;">(部分引渡の特例)</p>		10%		
				8%	<p>→ 請負者が工事進行基準により経理している場合、施行日以前のその対価(出来形工事価格に請負率を乗じた額)には旧税率を適用することができる。          ※ 個別に税務署への確認が必要</p>
				8%	<p>→ 施行日以前に部分引渡を受ける場合、引渡部分に係る対価には、旧税率が適用されるケースがある。この場合は、契約書に引渡の内容等を明記すること。          ※ 個別に税務署への確認が必要</p>